



氏名 ささがわ なおゆき  
佐々川 直 幸

事務所：佐々川法律事務所  
住 所：〒104-0061 東京都中央区銀座 1-15-13  
クレジデンス銀座タワー10階  
電 話：03-5524-5200  
FAX：03-6740-7002  
E-mail：lawyer.sasagawa@nifty.com

主な経歴 (弁護士会活動や主な公益活動等)

1. 弁護士登録年月 1995年4月
2. 委員会関係  
日弁連・米国先物調査団派遣 (米国政府機関 CFTC 商品先物取引委員会等を訪問調査)  
2003/1/5～2003/1/14  
日弁連 代議員 2010/03/01～2011/02/28  
東京弁護士会 常議員 2010/04/01～2011/03/31  
東京弁護士会 入退会審査調査会委員 2010/04/01～2011/03/31  
東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 1995/04/25～1997/04/06  
東京弁護士会 消費者問題特別委員会 委員  
2016/04/07～現職  
東京弁護士会 東京三弁護士会金融ADRあっせん人・仲裁人  
2015/07/15～ 現職

3. その他 (著書, 公職など)

【公職】

(財)法律扶助協会東京都支部審査員 2002/10/01～2006/09/30  
総務省・「総務省年金記録確認東京地方第三者委員会」委員  
2008/04/11～2015/05/01

東京都知的財産権総合センター 知財相談 相談員  
新宿消費生活センター 消費生活相談相談 相談員

【著書】

「債権法改正を考える・弁護士からの提言」(東京弁護士会法友全期会・債権法改正プロジェクトチーム編) (共著・第一法規・2011)

「民法改正を知っていますか」(共著・民事法研究会・2009)

「ビジネス法務」(徹底解説「債権法改正」の基本方針実務家の視点)(共著・中央経済社・2009年8月)

「再生計画事例集 事業再生研究機構編」(共著・商事法務・2002)

「先物取引被害救済の手引き・七訂版」(日弁連消費者問題対策委員会・改訂担当)(民事法研究会・2004)

<p>「日弁連・米国先物調査団 最終報告書」（日弁連消費者問題対策委員会・2004）（第1部第3章「米国先物被害の実態と救済」担当）</p> <p>「インターネット護身術」（共著・毎日コミュニケーションズ・1998）</p> <p>「インターネット事件と犯罪をめぐる法律」（共著・オーム社・2000）</p>
<p>自己紹介</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次安倍政権時代に発覚した「消えた年金問題」への対応策として総務省の「総務省年金記録確認第三者委員会」が創設されました（委員長は令和2年度東京弁護士会会長富田秀実先生）が、2008/04/11 から 2015/05/01（年金第三者委員会終了迄）の期間、東京地方第三者委員会の委員として活動しました。</li> <li>・「日弁連・米国先物調査団」（2003年）（団長は大阪弁護士会の大深先生）に団員として参加し、それがご縁で副団長の（故）津谷貴裕先生（秋田弁護士会）より指導を受ける機会に恵まれ、先物取引被害など消費者被害救済事件を多く担当させていただいております。</li> <li>・金融ADRでは、永石一郎先生、圓山司先生、片岡義広先生をはじめとした大先輩の先生方とともに、申立て事件への対応をさせていただいております。</li> </ul>
<p>あっせん人・仲裁人としてのコメント</p>
<p>金融ADRのあっせん人・仲裁人の経験から、ADRの事件は申立人にとっては人生を左右するほどの重要な事件でありひとつとして易しい事件が存在しないこと、裁判と同様に要件事実論、特に請求原因事実、抗弁事実、再抗弁事実についてブロックダイアグラムを使った事案分析や、提出された証拠に基づいて裁判の場合の見通しを踏まえつつも、さらに審尋において当事者の話に真摯に耳を傾け、当該事案に即した適切で調和ある解決を目指す情熱の重要性を再認識しております。</p> <p>一般ADRにおいても、申し立てられた事件の特徴や性質を、しっかりと見定め、その特質に沿った、適切かつ調和をもった解決ができるよう、紛争解決に向けた努力をして参りたいと思っております。</p>
<p>経験ある分野・担当可能な分野</p>
<p>消費者被害救済事件、労働事件、知財事件、破産・倒産処理事件、医療過誤事件、交通事故、企業法務一般、その他一般民事事件（家事事件含む）</p>